備藩典刑

巻之二

和書門
類
三五六二五 號
一二五 函
一四 架
四 冊

内閣文庫
和書
類
三五六二五 號
四 冊
一八二函一〇架

史
二七

内閣文庫
番號 和 35625
冊數 4 (2)
函號 182 283

彼岸典　刑巻之弐

一　称本阪分無之ニ付猥狼藉致して事申出之一会
町人荒所ニ而士之者も不宜候を知候之人々
の分取候へとも有之ハ[illegible]申候也と異見に候て
く平生士の作法もわれ候も[illegible]士の所[illegible]
は腰刀をさし[illegible]ハ武士ハそ[illegible]にて候て不仕して
はれ[illegible]ニ付浪人之法として[illegible]況や営
中の[illegible]平生
作法[illegible]にて[illegible]候て其
よみて[illegible]ハ狼藉[illegible]人[illegible]
本[illegible]士の作法[illegible]

松井藏書

ものもよも同友て结ぶ色らとて有らくん致公利他の
事てこゝろ口利根くして所ろき色人ハ若昔て結ぶも
疎略くあしかとも心の名ゝて所つへき覚悟ハ是へ
も志らし我利欲の心の中ゝて用捨さこゝろし
先ハ作法もくしひも気もつ往る宜ももし心と存
ハ言是非ゆき佳る者ハたしかみすの士ちくて候
然る志らしむと人々ハ名急ハ世の徳より上也とすり候
付る事

一 大人ハ公儀と私とせん所果と公とせんたゞ国家之
むしくの人ハ道理くせよさらし心法ゝ万言を以て
りてやしと覚悟よく人ハ大家中のもの大个自中老家
も又明日くわ川佐之と執也へき底るしと十分のたに

かさくことくすくこゝとなしハまうすきと存りやゝりくす
のそくりきうらハ又各別の義とん也して堪忍なく
情のきゝりきものゝ心の実てあし礼きうら同し
人ハなくへきや從ひ益も掃りんと存る者して同
事よりかくこゝろすくに佳る所そのものさと所けて殊
めりしのハ忠臣なるへき事

一 家中士兄百姓共りよ大切に佳る士兄をとうくみし
より佳しく中他のん物く思嘉子弟殺民たゝん南年
先年士よるも速家に佳りハ百姓のうらくさらう大事ゝれと
ハ忘れしん只ハ等の昔来居民町人とのゝものしうてぞ
ハ民の家ゆうて只ゆ気若貴ハ他のいし威く也ゝ至と只
ハ商旁よりも士兄もく抱ゝ成よくくとして世町人ゝも売りの

とりてすこし賊物と正直すなれバ天のめぐミにもれ士ハ無つ
ゆへにきこえたり天下のものにんせいの政行の根
元ゆるそ親類家来皆ものあやしむ知行充之叔
父ニて八勢ゆるめ分の政と取充とる
ゑとえてたゞしき事也民の事ハなし賊
死しれ給ふゆと民ハもろきもしえも承仕する
のおもふころとせしよ他の事ハ一致と申して定めく
賊指物こそひ承るくもの事も己あらく元是下
ことをめしや何ゆへ他保すみて智者ニて能目の
行ていゆへこのものにて是公私も道ハひ賊罪にて
元手妻子ありきさ死罪に行ひ申しかゝりへ大犬
物たつやうしんいんと四ヶ定するへハそのまま本に行

ひとりのもの依然天下ニハ至土仕る仁政をもつてみ
いし罪つくりし大将の人を殺しハ罪二つ大悪人とこそ
とくかへりゆくものたかへハ盗退てまつ土仕る依
りのま悪人とひらかし仁政をたもつものに對
しては悪き悪こ又悪ニして百姓男女を伝ることに把掘
よやしにより大きな故本の八皆手細子ゆり御大の名
又一人の百姓がさらとて入るたましひ把掘よやさく
たるものゝいつくしとても下に是作一物のなきと世へ
きまともさへを人に對し無罪且とやりる下民の
事ゆゑへハさ無りしも下有と給ひ表あらはし是も
百姓負はるの根もなる手にてみくさき見示仕百姓ん
りしあさへ至りて早我不へハ下ゆの夜なるよ下ゆ

付本

一 民ともにをうてハ居ハ多く成りていかにこの數多き
つき二ツハ平くれ日々分と申付らハ數ありてりかく居に
申付両麦抹の麦來ハ穀架し士九と祐免可申候事
札ハ利於同然の義してれや何徒欲るうき申人とそれ
大注りしなりたれ

一 士九人上お定申しくはその數ハ士九斗うたお有しれ
此日のうちハ定てわきまれ可申大分の銀銭りのきを
ら入人方をわしし又及ひつくされて大分年より
士万石程ハ換し可申されハ入かしりへ大々大方両しか
ハ不二寛次居於仕置年しう住り居両年相も寂人
多く千穂相なハ居こ是外さうる村ハ両年しても

さみ之此人も不足無く成て用銀とも貴しりうる
古事の侍人ありて穀架中ずと居於用候無之
り然有て坊うく數ひり大名ハ其の數り扶くく
りし其役人すうと申思を住さりし家中ハ數と云語
おり大りに成り付の銀子ハ年くらへ入りへハとく是ひ
してハ無之様と申しりの有く也と存て候と好家中ふ
らハ合候しりの八件ろ性両よと云ての士うてハ衆
つき合と絡し可申哉又よりへ大切て志と存ハ風
俗有しうよ不及其此ハ以来ハ此儀ニ尺とゟ无心
めの為に急度可申付事

一 あり申当うして士俗ハ士とも此上ニて借銀を候り
以来居於り付人ろ不定ハ是非不於可申ハりし

切腹可申付事

右之趣人之忘恩背後可申付依大罪ニ而新法之
ことく此度きとし可申候也尤依之者ハ
諸役人之面々之可相渡者共ニ申付候事之
年寄共之法令穀米家中之蔵之事ゟ致之
中ニ而町人並之者ハ士之格也右奉行人相違ニ
くり合人々以其心得可申候事

萬治元年二月

一 家中小性より上の士座席或ハおかんかして家中
家相の者ともへかたく供之ニ候事すけりる小身之者も
のハ其ほか家子ともとりより御相成之上ハ成ハ武道を心得分
分んしゆうたしみ可申付御座候上の其ほかも当一家

たしなみ候ことにて候間有之候へ申上今日は
当代先年申出候者之如く抱候へ可任申付もの
にても先一旦ニ而上者申付候新地之扶持之格を相付
り之へ可申立上も見苦敷ものに無之候
らてうけなから之事ニ而候被申付事

一 家中之子共人々者ハ扶持之者之ハ新家督之
外扶持相請候者一人宛として其相続かたき若
の格ニ而て被仰付者の之法度之内城下にもし
有之みせかしり騎馬之分申外之隠居之
隠居ニ付而は外よりの相続之勤之ものし
射之付其若極ニ而代官一不残二度とも御家仕之而
無之と存候由ゟ候得とも依之ハ可被申付候之旅其

者の為ニとらせ又ハ病ニ付て何方へ参り候共出世ニて
て参り候とも宗旨ニ其主人へ断可申付置ニて能き事候
相わたし可申由来相済へきもの也

一 同兄弟仕候もの死去申候てもよろしく親類奴浪人
相立て跡目相続ニ付て申合候へし、他人の知
行相続ニ致候ハ急度申付候ハん

一 或ハ病者又ハ出入付勝れて不達者成ものも
其人相応ニ又ハ遠く離候とも、名跡相立候義、少も
け候の事

一 病者として達者ニ候共相煩申候ハ、能き者ハ
医師として又ハ付薬師とくらし候ハ、能々仕候事ニ而
其旨へ申付て申付間敷候へハ[illegible]主人仕候ものは医

一 若党仕候もの奉公の時ハ小袴を着候て、其外ハ袴を
相せ申間敷儀ニ申付置き候事

一 甲冑仕法の古き人々をも申候、武勇の御用も在之き内候
存し候年寄千を以て、よしくき御用候ものは能き
しれ其子孫へ申のもの御用の為相勤候ものハ能き
ものハ申しの六十の者ハ不達者ニ而相見へ申候
者ハ相続仕候ともに随分能々可相勤候、病者相勤候ハ九
里十里の外ニ而申付候ハ、五日十日の達者ハ而申付る
程之事ニ而候もの、遠方の者ニ而は相違申候
代々又ハ其物の仕付の来人ハ名跡を相続可申付候事
より来候所も同前へ其外差置候もの又ハ能き
仕可申付候今以達者の輩ハ可仕候事

並ニ佐々木の先数出るよし承候右の様存居候
当年ハ右御ゆるし之儀ニ付差置候てハ先役の者仕
舞之かゝしゝ之為ニ取扱候て致候ても宜候
可申来
六月

一 絵入しらゝ以下依状ゝ家業をかゝしめんハ何よりも
以抜取可申候依状以後之かゝしめ御座候
百姓相対仕候ハゝ速ニ先年之通仕来
今迄以後御免之もの相来三歳之ケ月之十日充無之儀
佐々木ハ弐人ヲ以抜取しめ候二千人ニ小路之入

一 お又弐人多々入させ申来
一 おそれ申入絵来候儀之ケ月ニ十日充要条仕候
抜取方大月迄御坐候二三歳人之小路差之入お又弐人
多々入可申来
一 去年中人の小路佐々木ニてよきよりの分ハ当年も
小路の内へ入可申候也抜取方小老同様ニ致し可申
其外之者ニ儀ニて可申来
一 若者共ハ人当年ハ絵図之外先仕候ハゝ勝手次第
之世話申候ても佐々木のものにてハ抜取
可申下ニ而其外の入置て取調候書上可申来
慶応四年四月十二日
八月廿日の以一ツ之諸文ニ而初めの白にて是実施之

しもゝ下る又有世代ゟ又十二月初ゟ二五度つゝ
其年の月を也たとへハ勝様出生をもとゝしや外して受
辰より卯ゟ依てもとゝし又右の月を十月ゟ十五日
正月一日極月十五日ゟ寺入よりて三度もとゝしハ右之三度の
祢之しゟ正月を寺子を示し候より記して又候節ゟ又
しや何様を見へてゟ見ゟ形つゝよりゝ吉日ゟ候て
主ゟの事の出して知ても又一寺成りゟ便なり出ゟ
てゟ居之と申ゟ初の様ゟし本寺ゟ乃初遣ル之
一 右正月十日ゟ在家へ寺ゟ板に書ゟゟさせ候ゟけ
しして竹様して立置候し
一 然示しもゟそくれ形し候ゟ正と立申しれ様ゟ住家ゟ山
の辰ゟり松実へ出ゟ村ゟハゟ然とゟ々年ゟ四月下旬と

わたりて百姓迷惑にの候事
一 古来の院より三ヶ所新田候ハ見立てやりゟ
一 男女出生の今の様よくしれせんに三ヶ條ゟ男ハ
一 二月二日女ハ八月五日ゟ六月付ゟゟ差て根本三十ヶ所
一 然のうちゟく諸事ハて候ゟゟ
一 宝地ゟてゟ示ハゟゟしの実ゟへさせてやりゟ
一 米様く見て畠ものは出ゟを地と合候とゟ合とよく
しゟ年へゝの事ゟ付候事
一 先年ゟ手段合ゟ付ゟゟの勝手しれ百姓下人ゟゟん
の年ハ飢へくにゟゟもの哉ハ毎年　右様後せんて哉
まの咲へとしけ立人の前月にて土帰中合て哉
りゟ雑子見しなゝそて皆ゟし年ゟゟしれ又勝手

でも左様のものにても為出来候ハヽ一日成共
人ニ仕候而可申事
郷中法令
一 入組候儀有之候ハヽ早速名主組頭へ申出
先利非を随付可申候若不相済候ハヽ其節
書付郷中申談候上ニて奉行所迄可申候
可申付候事
一 博奕諸勝負をいたし村並之年々勝負致候者有之候ハヽ
可為曲事候其上ニて相改候者於有之者可申上
一 当年之利様役人ニ申付候者ハ百姓大切ニ可相勤候
とかくも出し申候者有之候ハヽ可為曲事候
一 村々ニて其年々之百姓ハ毎月十日ニ寄合可申候

為山へ出し候者人ニ切取たる公儀の御法度なりとも
見逃し候者ハ当人同前ニ仕らせて
申付候
一 当年より村々の為ニ 其外共ニ名主給分之
儀ハ可相定候 其上ニて勤仕候者ハ仕
候者ハ其外ニ仕候事可申付候 為其定置
候事
一 村中切代官村役人并家来大庄屋金銀
可申候 相済候共郷中之様役人ニ入候とも
仕候事
一 家来之内ニて名主ニて不届之者ハ仕候
事ハ名主ニて仕候事

一 海賊ゟのり候申出 其後悪人合候ハゝ永くこ
手の限ニ可仕 百姓裁判之仕事
以来不用候貢二年物ニ付二年ニ人返し候事
らひ流し候て三年貢之儀可申付候後ハ元
利ていつれも元之へ被返候ハゝ返し可申付
一 百姓之儀 百姓のやうれものハ役所可申付への
札仕候村中ぬしものも可申付候
一 先定免人出し年貢并小百姓中へ可申付以参近万
年付百姓指出仕まりて其手くり所へ参
上之免其分定たりへくりて其せんさくこれまし
以式申付る此上其取者可共こして相あてハ曲
事ニ可申付者也
一 田中麦わきてまし年
其しめかりもの以来より未八月迄ニ可納 限月過
者ゟ可申也
一 今ハ譜代として売もの 男ハ二十 女ハ十五とき
召仕候人 年季付取候ハゝ其ニ依可申付 今迄
召仕候ものハ十年 十年より上召仕候ものハ十年 年季
上召仕候ものハ十年にて出し可申付 然者
ものハ請之ニ年季之後譜代よりけし可申 親類
以返し可申付 拠者之人 合力之人ニ召つかひて居
可申ものハ各別たるへし
右之条々可相守者也
寛永四年正月 日

一 田畑永代売買停止ハ分在して人の田畑を買ひ百姓小ものをき
ともしき者売出来之を利として有徳なる者見上て
公儀を仕て申候代官ハ田畑わたしこ依りて下政する
を服田畑の道一円他へ付りて田畑の裁判とし
て出売之儀ハ加様之事も有あり候ほどのおいくれさるに依
りて仕候捨置の道理又ハ新附のおいくれたり貴賤の次第
も不立候てうりたる出方を見て人をはなしれ又ハ有徳
ハ彼人へ申分して共に仕入候得ハ捨置れし故
ニ有りしか

一 庄屋も百姓も百姓迄一村切てその所ありて其外ハ他へと云
く入年貢落候の者と支て正しく金銀を子細なしく
させて之候ものハ捨置して未進仕候ものをも仕候ニ而重く名

のとて書付迄仕出して下付してわたし候て来ハ代官吟
味して上田畑の改め捨て其外ハ
一 仕来ハ納所ニ免許之而して利足ハ国中法の如
く成るへし[illegible]くしん

一 田畑へ質ニ来麦限子を年ゟ限迄止しに田畑中かし
ものとはいけ之共する質物田畑より出来候て次右衛
門ハ不定通りかハ捨申分ハ年中又は無用候仕候所
まり代売利徳上て先年契約かい所勘定もかうかりか

承應弐年二月

國人の近中つきして士民のゆ付様様也
ものもとんてうらくいなれ次第書付可申也
中入り出銀て仕候て仕候して御勘定仕候

今迄の趣ニ而くるしからす候得共此以後ハ連々ニ十六

の内百姓ニ而も其身ニハ一向遠慮も無之致しく召抱候

申間敷候御法度之趣堅く相守可申候ハ、何方ニ而も召

出入之者共壱人ニ而も差置申候ハ、此方ゟ吟味可申

付之中間ハ其ものゝ名太小ともに記之相改可申付候

為其ニ而此度以書付申達候年

右之趣能々相心得可申候事

九月廿二日

一 御家中召仕之者年限去年ゟ当年迄之内召抱候

此以後相守可申候ハ、年季之内ニ而も見合之上可申付

者ハ縦令其身ゟ申出候共一切不罷成候

一 去年当年ゟ年限ニ而召抱候ハ、返事致し年季召抱候

一 下男下女之儀年季之者共縦令申付候而も

一 御家中并人ニ而も御法度之趣堅く相守可申候

相改可申候 不残相守可申候

一 御家中之者共以来ハのめしつかひ可申付者也

一 付り御用之儀ハ

右之書出し御法度之趣堅く相守可申者也

極月十七日

一 今度御代替ニ付面々召抱候もの年季之儀

年季奉公之者共ハ下々迄召抱可申付

一 当年ゟ十年季之者共ハ十年限ニ而相勤候事

申付候 右之通可相守候

相守可申候 何方ニ而も召抱候 以上

並ニ於テ女房たちしたまの太合八合戦の事ニ於て外
嬪子姫子ニしめして於ても持参に不同ニ立申候衣装仕
候ひき御出でありのなく上美ましまさし文改色人こ立
しりの以上人にお夜御のありの一所出事ありて八月返り候
一 中付り右月来て名一て氏御供ニ以上
正月元日
一 先年様子被以 御家御宿所参考へ
一 立替ちやせん
一 太刀こひ
一 りつけ
一 大服然　老大人七十以上
一 もち口　或大人八十以上

一 高申立
一 大そく消合
一 それ度の事
一 役不随
一 りくけん取　上ニ申り事ありて細合　かりよの草履充以下
一 出てきら
一 天八こ使せん
一 山伏し附高離役高笑
一 座まなりつ下座来
一 女宗もありけ下事来
一 中しゆ仕ちり返来
一 法度として向有りり大名の中ちり返来

寛文十四年七月朔日

出国ニおゐて諸の口にて抜本札持候ものゝひさしく
代あらしりけり古た候しものゝ見合を以かしめ置候
様ニ出来候ハ此村ニ而候ニ付様ニ候
一次候役ニ此文先ニ候ニ付其此ニ是非ニ被仰出候
近付てけり日其上ニ候として八ツ以後候
右之通年寄中被仰候

十月廿日

明暦二年極月十六日ニ被仰出候覚

一先年側様ニ及ニ一ツ町ニ参候て参り候大坂ニ上申候ニ付
其通ニ候ニ其上を御候之参候を被申候大坂中ニ御候
く其被下候ハ大坂ニ下り候ハ大方番も其ニ而候

れ又其しりてもたらしも如何しさと候へ共
右余程ニ而物之年寄中被仰候て仰れも御候ニ仕
り候大形ハ心定是ニ付候此方々之一ツ宛きてれ
右信限ものハ此方ニ而て致候て信限有之候
以一ツ宛と致て信限し其上候して其ニ而ハ
右其是ニ仕ハ有ハ其其ハ其其被候へく候
其之未年ハ其其つこさりハ且今一同ニ其しり其候
ニ而も其ニ信限不被ものとかし口にて其ニ其
仕候ものも有之ハ大形ハ若股とうけ候其
銀銭仕候度者持ニ其ハ其ニよりものニ其候
其り其中其之仕し人ニ而も御免持し候仰よりて
以其之有ニ候くれ

一 未来ハ家中一同ニ心ヲ合て相極メ可申事
一 倹約と申も夜くちやかに見苦しく又ハ合点
借りものも私欲と仕りてふまふまく倹約と申ハ自然の
奢貴をも止め　公儀を第一ニ而萬事質素之儀のたしなみを
仕て我の倹約は士ノ人分にてハ人ニも劣らす
たしなみ候事肝要に候と申ものゝ有之候此外所へハ今
より堅キ古き礼式を相守ても萬事質素之儀の心
掛ケ専一ニて仕可申事
一 勝手向之儀ニ付不依何事町人ニ成志ニて仕ん
ものニ申ハ只今ハ古き上ニても私にも不存利切し
相ニ風儀なしハ此方ハ家老上ハ旅ニ而へ相ゝ
此堅キ人ニ之の末の御用作名申先例仕らす候ハ

一 亡父ハ猶子の覚悟ニて仕事
一 家中ニ而悪口を話ちらし風俗を乱し候ものゝ有之候ハゝ
是へ申付左様にいたし候ものハ若者ニ可申付候此外ハ在々世
第一の者なれハ他所へも奉公所ニ而ハ可申付
とがめのうへ見ゆる所ニ而住居のうちの上ニ罪科の者
と法度の儀申上候へ　御念入申候而見ゆる申
りくハいかにもよろしく申事
一 子ヲ持ち候者ハ母の乳不足ニ候ハゝ其儀へ申付太守より
もらひに近き者之人ハ乞しん又ハ其主の内問宜しくても其
相応に有之候ハゝ其のもの乳母を召抱へ候ハゝ町村相応ニ風俗
有之候ハゝ自然の脈に不寄ものハ鬼母
の乳にて存ずして家女ニ被仰付候上にて仕候事

一　諸家中色々月給の附来の勤もなく人々多くよ
不達り候て草居仕ら世れ候人数つまり切つめて
申付れ月給願時ニ至りては数年しくたまり候人々是
となり大概催の様用限もなく武家中ニ多分
まで数年しくたまる月給の時人々ニ不承とさしき候
数草居なして人々つまりても是ゟ不通しく
数年ニ至て在れ分而ニ書付候外ハ老中へ手前
ハ書付せて御座ても尤て申候人数の義
諸方ニ当乗仕無之是も無て申付来

一　家中役人ハ西々の色候て中当り今以無役
法ハく色候し来り候使役人有り今不勝派
候法なしき也承られ候ハ一組切ニ役員之ニ一倍家内

しく数一頁ニて不住り方何も尤候て一色勤来

一　近年有之中よりより大方ハ十年への毛見して毛見
と法ゟしくハ色々例之ニ毛見ハ取しく厚申して毛見
不付ゟ申ニ十中ニても秋米与ゟ毛見仕ゟ毛見之と法
候しく在候ハ大手数色候進して来

一　役之しく申先年中付り成ニ色成不ゟ申候も法様
方有合の有之ても目代人覚様ゟく住来

一　而之承申　家中り候りても是先候法様ゟく数ゟ
りへハ能して無之候而ゟ申し不早遂致してもゟ手
喜数めて数有りへハ物しきニても無たくハ苦痛
とれ合ニ苦之のこれ候数物之而ゟの候ハ十日九ゟ
毎と数り数ハ十日七日も苦て了数れ諸外きゟく

申付候て家来召捕り候処此度ハ何事も不申付候と
て候よし何の事とも不承候ニ付此方ニて不審ニ存候間て
以後家来の儀と申候とも御申候て御吟味ニまかせ候
家来の様子承度候家来之儀ニ付候も可被申候
且又其外ニ候てハ申付候も可有之候人の申旨ニて仕
ましく候者へハ不及申迄も無之候ニ付其段承度候
つかハし候

寛延元年霜月廿五日　書付相渡候へと有之石
時寺社奉行本多紀伊守殿へ申渡候也

一 吉田村之儀母親共之者坂本源右衛門悴源右衛門今
度召捕候ニ付親源右衛門ハ不存候も有

之り尤去々年より出入男子共も不承候ニ付
今度吟味不致候旨　出来候処不届ニ付
然ル所同人儀易ニ付源右衛門ニ致候者ハ存命ニ候ハヽ
候ハヽ家敷へ御付候上早田安之助へ申付候ニ付
命取り候ニ付手合致し候然ル所不相果候ニ付然共

一 芳賀郡八日町ニ而保屋源兵衛悴喜七坂本源右衛門同
前之者共ハ御国追放ニ被仰付候喜右衛門へ至
惣而右之者御付宿之者ニ而親兄弟とも曲事
ニ被仰付候

一 日光久保町土方清之助手代七右衛門家来
一 尾関源次郎大倉蔵之助同村九兵衛一件之者
浪人村尾権之助右之者共遠方江罷越候本人

よろしき事にも候へども此段御取扱ニ而御用
相付候御儀ニ而ハ士中不届者等出来いたし候ニ
御座候ニ付御申上候

一 倅之儀ハ御引立ニ御座候得共兼而着衣来候在
之候而ハ浪人者共格別之儀も有之士分出来難成候ニ付
御役之儀ハ御手当御用ニ付大風俗之儀ニ付御役
相願候て此方ニ而吟味致し候処兼而出来候由御座候
不届之至ニ存候ニ付御申上候ハ有之天下人倫の作業ニ而ハ
其外世俗之儀ニ付而ハ御国中之士分の儀
之者共御沙汰之者共相聞候ニ付夫々の士分
之者共の儀ニ付其段申上候

悴の儀ニ付而も先年分相願候処御用ニ付候ハ急
も御内々吟味之上ニ而御用被仰付候間今度
し着衣世話の誤来り候間々ニ御座候ハ其儀
不届之至ニ存候ニ付右様之儀も有之候故ニ御座候や
こゝろへ違と存候此段御取扱御用ニ付御座候
田舎居住之者の儀ニ付内々吟味致し候処
不届之趣相聞候ニ付御咎之儀御沙汰ニ付
其段相心得候而も相成候処兼而御申出
其段不届ニ付而ハ不苦儀と存候処上下共
り其儀相聞へ候ニ付夫々ニ申付置候処
御座候而ハ其段相成候儀ニ付着衣ハ人の儀
相成候ニ付而ハ一統人々のことにて其のう

国立公文書館
National Archives of Japan

とてハ亡くさる國政之勝手ぬ能りの大悪人とこそ申さん
向後ハ勝手ニなるくのこ人をふ従ふ者ニあるやうにと風俗を
し我理とらくらりてせんためて少しも我を見わと立
ぬ様道ニて其有様にても勝手ニなりしやに其者ニ前も
者ニ有まじく候是らの様な組頭共中り我がままの道
とき人をも我不覚なる儀業ハ能く古の事を思ひ入れ
しからさてやかん組中も相和し風俗よく依之ものなり候へ
是を内風俗能く致しけると古き当くを以て沙汰候へ是
組頭組代を後同よりも役付の他分起請文前書ほとに
此の世ならぬ者有又大悪人とこそ国政を書きおくものなり
かしかるべく組中の者見分ハ不及申かくう所申る浪
人迄も俗儀ゆるしく申付きしかる事よくの者ハ之を糾し

若悪しく被存候ハゝ国政の様ニ取計候ものハ虚
言をも申人の若たときさらひ悪しと取ひ沙汰いたしくて
申しきさものハ急度可被申候
起請文前書之事
一　相組中之儀者諸事法度之趣不相背様堅く申付置
ものハ相背申ものの者ハ私ニして国政の障として急度
もの沙汰に可被仰付候事
一　かりそめにも若し自然右躰之人於有之ハ其組中よ
りも其者のニても能く沙汰可有之候
一　相組中之儀ハ万端入魂相和し候様専一ニ可有之候
附り
右之條々御尤承知仕候上ハ若此旨相背候ハゝ

若悪しく候依而旦那頂戴いたし有姿ニ而申上ル事ニ候
様目録ハ前之御渡同前ニして結構ニ而遠ニ相守候ニ
とも候ニ而其節之相済候右之覚御座候ニ付
や能相武士の出候儀ハ候も明ニ思召ニ候人々ニ
郷中ニ而相済
万治元年　十二月廿五日
白紙ニ連判
組頭中連判
右之通相違無之候組頭中ニ相渡し上ニ而可申候
是ハ様ニ而上ニ申候覚ハ相尋候得ハ津田九郎兵衛
人々ニ是ハ其段ハ承候

其以後御書付之帳紙ニ相改候ニ付候帳面中ニ而致し
候御身上之儀ニ付相尋候所ニ御座候ニ付而若
御定ニ相成候ニ付候ハ、組頭中世間帳面中ニ有之候
御本しハ其段相尋候帳面中ニ而口上ニ申上候
御尋之儀ハ候得共相改之御座候ニ付候上ニ候所御座候ハ、恐悪
年々人々ニ依而ハ世話しかり申候今月ニ相極
根之儀付候上ハ悪之由ニ而候段承合候所御座候
相尋申候所ニ是ハ其儀ニ而遠慮ニ仕候又相尋申候得ハ
御尋ニ付御渡候様ニ組頭中相尋ハ又相尋候所其時ニ而
御敷免ニ候ハ根之ニ申上候所ニ而是ハ候付候而
候所ニ悪候ハ、御定候得ハ其様ニ承候右申上候由ハ其段
候御尋ニ理ニ申上ル所ハ何事も組頭

御子同御書付　竹越八郎兵衛書付　津田九郎兵衛
川並又兵衛書付　田中惣兵衛書付　濱田彦十郎
安彦平右衛門　同　浅沢兵衛書付　村上九兵衛
丹羽惣兵衛書付　水野甚兵衛書付　湯浅又右衛門
右之通御座候ニ付、手前へ申入候ニ
付、御組頭衆ハ八兵衛へ申達之様ニ申候処、和泉之様申
子細ニ候者共ハ九郎兵衛ヲ以申候処、何とも申ハ取申
九郎兵衛方ニて申上候ハ、此仕合共可申哉由ニ付、如何と也
右之通申候処、書付組頭ニ付、組下へ人々申ヲ重而吟
味候ニ付、其通申候ニ付、何とも申候へハ、ここにより不申
候へ九郎兵衛方ニ而組之衆被申候而、何とも申候へハ、和
泉守殿へ被申上候処、任被仰付候ニ付、組之内ニ書付出シ申候、則書

此組之衆ハ前々より仕来ニ付、和泉殿へ九郎兵衛ヲ以被仰候由ニ而、此度
の儀ハ御座候へ共、御尋ニ付、此段ニも申入
候ニ付而、自分者ヲ以被申候一通、御前ニ而被仰候ハ、御中屋敷ニ而
申上候ハ、津田九郎兵衛書付御座候へ共、御取替ニ而ハ、其外
此段申候所、此段御座候、其儀ハ申上候

一　先年ヨリ仕来候組之儀ハ、御書付之趣ニ而ハ相渡申候、和泉
守殿へ申上候ニ付、書付差上申候処、御礼申上候而ハ、何方ニ而も相違無御座候
書付者御組仕来之様ニ和泉殿へ被仰付候、仕置等申候、組頭衆へ差上
申候中通ニ而此方之仕置可申候へ、何ニても、組頭ニ而も、候ニ付、御本丸中ハ、役人
江戸近在之者共申候ハ、仕置申ニ付、組頭衆之内
申上候四人之組合之者共被仰付候ハ、如何様ニも究申候へ、私共申出候
様ニ申候而ハ無之事

一 相組中こうきニ而見出可つきあい候義致ものハきつく可申候
執元ともの中へ申し兼候而なせ候事ニ付者し様候得ハ者
きものゝ為くりしの中にも大切なるもの成共相中間
のきつ候様ニ存り候にて致く候可申候口惜き事候得ハ

一 わりくもき日限之し出ら可もと見出可つきりもの有之候而
注文せんさく之上紛付候絵図ものハ此図之と引合遂掛申候而
しものハ堅く申付置き役人仕り候之仕り事

一 色人ハ律義ならて称してもわしか可つきハ無之様石書き
れものゝ有之く相伝しものハ家中いつれも可つきものゝ申候
相組中右之通しものハ注文書元ニ而年〈式二ヶ条書
取申へく候而とも不及り候其の組頭へ此所之而取之
書取へくも可申候右の可つきものゝしらうとも人ニ悪事と

候得ハく右役し可申と申之儀座元中ハして出し
あらく候内の者共ものへ其外人ともなからすて
やりもの先年し有之し左候しものハ若きものゝ
見候ハ大しかつきたりものハあわさく奉行所へ仕事
よけくと申く内儀を乱し仁政を害し申ものと存而多く
み候わりる急度罷科可致候月参らせ申候
右之通被仰出之段役人等ニ候所候て年度書役ニ者
急へ申ハ不ニ及通し候所読之のちしも申上けての
書取へくも申候

支配下十五石 百石より百八拾石迄十石 百九十石より弐
百石迄七石 弐百三拾石より弐百七拾石迄 五石

右知行不残し振し時分首尾三ツ二ツ知行
三百石余ハ馬不持御免被成高不持仕候也
之ヨリ大身十五騎ニてたとへとりけし　以上
一 軍陣の時ニわけし被振払し大名人数七八千斗りと
此外百石元年も御付ケ御家中人数積り随分少
き様とし御書立人ハ其方共二三子有之候共人分ち
兼候て仕置様ニ候ものも有之由に候得共難成し
様子者有様ニ仕置申ハ元光年ハ如何し子共只
今ハ軍て動候成共無下々人々之書付人積りし申有
人不足人書出書上申候
寛治元年　振り頂戴
右之条御法度御触し御法毎之並ニ従其旨堅く

一 右之条ハ別冊一紙有之書所ニ御申付候事に
一 寛永十二年ニ大猷院様上意て文武ハ国之要枢
し急度御相せ候へ有之候ハ仍ニ為天下ハ武道ニ
とき二ハ用之不依も不怠執之其文之の式武と
御発明之御意被成候て御家法軍条例し高毎十ケ条
作之合御　　ハ以下
一 御当家之頁起急度被成御有之時御人毎当年式ハ為様
組合中不之其合候あり候ハ未来年急度被成置候ハ出様
侍衆大身御後見へ申候ハ御請とし上ニ其ハ其ハ
青尾とより一か年中に御吉付候も被成候侍衆ハ当年
御一様書し来
一 御法度並ニ先年出様也つ二し後若様其上付て候以後絶案

一　しやく此集中一々に源信公御自筆也佐安兵衛尉まで
右御懐中にありし由書にありし長つ御物見しと思召候也
一　きし方貝を合候て二方貝にて立あひ候事
一　軍旅にハ主人の数と命をつかハし候ても乳まへかへし
きりて子細ハ数ある思召と付置候して見たまへかくし此行の御事
切つけ申しかるべくなきし候へハ越後の謙信殿御座候
しかれども二宮深志御手の弥保と申す者して越後にて
深志城下と謙信と申す時分に信玄公御代に亡くされ
御くま謙信籠城へ実とて見せ候ふ仰せにも足らひて
軍陣平生共に候ハく不乱太刀にて堅く御仕立の給はて
も頼もしく思ひ召し候ても先段軍の御下に奉行しくる勝て大将
ハ御勘定ありたく思ひ申す事

一　常々みて書の書よりつきし付仕置に候へは中の分ハ
のう込てはしや候に御下あるにて候天慮り
うらうへ申しく候事
一　能承せハ道にも取るに付を一て侍ハよくに候
とも軍ハ弓鉄炮に奉行して御手へ能道てやめ
一　能主方にも道ハ軍陣にて只ハ是にて礼物して此の
ト方の御様有りし古今御仕置と御勘定りきと
うつきにも思ひ立ちて礼ハ面目と其の切候とも
石に能手相立ちしてさて下に軍陣し候へハ侍し其一
事にあり先御勘定なり部りならぬと存候ハ御法
の限りみる様に　御勘定下申候事
一　取次中は一夫の御被し左の御座進根者もり先は定候に

一 備侍並組中ハ一入相和シ互ニ助合可申候人々と
たしなみ心懸させ申候様ニ可申付候
権現様の御時平和今千万籠居の庭にて可申入候付
弁ニ存候て千万万の人ハ近年猶しり候人ハ大不用ニ候
成候侍共の常々心懸て今千万かしも相違不申
候近付者共常々心懸一番鑓を合せ比類なき武功ハ
少しも公儀へ被仰上候と可有之事

一 足軽大将並組頭之者の分別次第ニ足軽を可召つかひ
兼而申候ものハ心付ず候て可申候平生の時ハ此
ぬかり大切の時ハ不精の者ハ万鉄炮なとニても可為
工夫る事にて候乍去地形を見合せ候て技量を
しるべし左程之ハ手付候て可申者と可存候

くり返し云聞セ分別有之可申候分限有物ニても
軍用ニ付候ハ何事も心得次第ニ入ハ第一の心得を存
つるものハそれぞれニ付ての存立ル所を
存候てハ猶更二武を分別可申候て軍法の
附法ニ可申付ても猶行ふへきもの也

一 長柄奉行の者共も随分武道を嗜み分別有之もの
ニて召連候者共多く見申候つる者ハ云に不及もの
ハ軍法ニ召連られ候事

一 御使番之者共の分別よく相守可申とも申
よし召連候ても使申付候事

一 御法度之旨相守先々年寄ニも申付候共も諸事
相守可申事

一　きりしたんのしる地形あらためいたし候は入銀をとらせ先年従七
又きりしたん宗門と依て訴人ある者其人数まて
同人へくはへくられ候事
一　味方付のもの少身ものゝ儀は又と
旗頭原しも不及是のしるし候
一　むかい者のもの敵方の者しのひ入候はゝ申付合候ものは
加増をんかへ候ては前は召上へ眼し弱兵盗人
のとき申付候
一　先年より被渡は二度二は三三は悉く本まて之彼は
あらく申付きる相触候事
一　もしろひ人しろの足軽たん人組の内分或人共人より
二人まてはしむるりやうろうりのこと挨ひの内にもとも

道中の事

一　足軽もまて一人宛そのしるし
一　かしらの者は敵軍之儀は人道は陣屋の上御しつて
又は付候
一　馬乗数しれ候は其まゝ人十人をとをしかれて敵
根の儀一夜之内に青かまひのもの一候切と
捕へ申者之残は色人銀をとらせ首之代として取候
一　武具を眼と是ありつし候は是用と候
一　出家社人それは附近て其れ請取候
一　かくれ候て持物渡し被下候事
一　軍中にても敵のしるしを見と味方の気と成世
しろぬきの士は其まゝ被成候

一 乱妨家ニ不ち竹木しきと伐り申ましく候 尤人
々児探切殺しらハ出家ら有ら者ことらハ山伏法師楽
うしかこ傳止得包含此ホとせ申らる事
一 敬方之兄弟有之くしも出假え候ハし佐ら事くらへ先
年山禱として堀方兵佐殿家来の子明智方ら殿ニ
秘の不へ假と明智山禱をと申ら笑ひと申來り候へとも其の
秘中いくく明智保しらさと仏りしら矢毎年ら候て
兄よし上らやん 打と拔ら元曲玉のらし
一 抱尻乞 上意く出しけても出らるく有し同名ら
勝れて又うるき頁打と中ヽら此本ハ不得への置く
云く出有り印申役人本の不当圓度より不承知ハ
大殿の仏を写之とし御れしく上意し申付ら仕侍らん

れつ出ら不ハ武士尽次く仏有も自ん本ん任ら
又抱ら取ら落し 御取ち之思ひ古申くも共に候て
申候ら御軍 法要法書院下へちらしく申ら候ら
尚し清選ら候て来年書状へつ正ら候ら候し
了る候ら又所れし
右此一巻ハ法然上人御作十の物語一之書
元禄のあしおし所ら

国立公文書館
National Archives of Japan